第百二十三条第一号中「、第二条の八第二項」を「若しくは第二条の八第二項」に改め、「第二十七条の十二」の下に「及び第二十七条の十二の十三」を、「第二十七条の二十九」の下に「及び第二十七条の三十二」を加え、「第二十七条の三十第四項」を「第二十七条の三十第九項、第二十七条の三十三第四項」に改め、同条第二号中「第二十七条の十二」の下に「及び第二十七条の十二の十三」を加え、同条を第百二十八条とし、第百二十二条の五を第百二十七条とし、第百二十二条の四を第百二十六条とし、第百二十二条の三を第百二十五条とする。

第百二十二条の二第七号中「第二十八条の五十三」を「第二十八条の五十六」に改め、同条に次の一号を加える。

十　第二十八条の五十四の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

第百二十二条の二を第百二十四条とし、第百二十二条の次に次の一条を加える。

第百二十三条　正当な理由がないのに第三十七条の六第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ認定電気使用者情報利用者等協会の役員又は職員は、五十万円以下の過料に処する。

本則に次の一条を加える。

第百二十九条　第三十七条の六第二項の規定に違反して、その名称中に認定電気使用者情報利用者等協会と誤認されるおそれのある文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附則第十八項中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削る。

附則第二十項中「平成三十七年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正）

第三条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　再生可能エネルギー電気の供給及び調達に関する特別の措置

第一節　市場取引等による再生可能エネルギー電気の供給（第二条の二―第二条の七）

第二節　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達（第三条）

第三節　入札の実施等（第四条―第八条の八）

第四節　価格目標の策定等（第八条の九）

第五節　再生可能エネルギー発電事業計画の認定等（第九条―第十五条）

第六節　調整交付金の交付等（第十五条の二―第十五条の五）

第七節　解体等積立金（第十五条の六―第十五条の十六）

第八節　電気事業者の義務等（第十六条―第二十条の二）

第九節　電力・ガス取引監視等委員会（第二十一条―第二十七条）

第三章　再生可能エネルギー電気の利用の促進に資する電気工作物の設置等に関する特別の措置

第一節　系統設置交付金（第二十八条―第三十条の二）

第二節　雑則（第三十条の三）

第四章　納付金の納付等

第一節　小売電気事業者等に係る納付金の納付等（第三十一条―第三十七条）

第二節　電気事業者に係る納付金の納付（第三十八条・第三十九条）

第三節　納付金徴収等業務（第四十条―第四十二条）

第五章　調達価格等算定委員会（第四十三条―第四十九条）

第六章　雑則（第五十条―第五十五条）

第七章　罰則（第五十六条―第六十三条）

附則

第一条中「電気事業者による」を削り、「調達に関し、その価格、期間等について」を「市場取引等による供給を促進するための交付金その他の」に改める。

第二条第一項を削り、同条中第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同条第四項第五号中「第九条第四項及び第六項」を「第九条第五項及び第七項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　この法律において「電気事業者」とは、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者（以下単に「一般送配電事業者」という。）、同項第十一号の三に規定する配電事業者（以下単に「配電事業者」という。）及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者（以下単に「特定送配電事業者」という。）をいう。

第二条第五項中「第九条第三項」を「第九条第四項」に、「変更」を「変更又は追加」に、「次条第一項」を「第三条第二項」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　再生可能エネルギー電気の供給及び調達に関する特別の措置

第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十六条第一項及び第二項並びに第二十七条中「第七十六条第一項」を「第五十二条第一項」に改める。

第二章第五節を同章第九節とする。

第十六条の見出し中「特定契約」の下に「及び一時調達契約」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「特定契約」の下に「又は一時調達契約」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「特定契約」の下に「又は一時調達契約」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　電気事業者は、自らが維持し、及び運用する電線路と認定発電設備とを電気的に接続する認定事業者から、当該再生可能エネルギー電気について一時調達契約の申込みがあったときは、その内容が当該電気事業者の利益を不当に害するおそれがあるときその他の経済産業省令で定める正当な理由がある場合を除き、一時調達契約の締結を拒んではならない。

第十七条第一項中「特定契約」の下に「又は一時調達契約」を加え、同項第一号中「第九十八条第一号」を「第九十八条第一項第一号」に改め、「及び第二十九条第三号」を削り、同項第二号中「（電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者をいう。以下同じ。）」及び「（同法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）」を削り、「同法第二条第一項第一号」を「電気事業法第二条第一項第一号」に改め、同条第二項中「特定契約」の下に「又は一時調達契約」を加える。

第十九条第一項中「は、特定契約」を「及び配電事業者は、特定契約又は一時調達契約」に改め、同項各号中「特定契約」の下に「又は一時調達契約」を加え、同条第二項中「特定契約」の下に「又は一時調達契約」を加える。

第二十条中「特定契約」を「認定事業者から卸取引により供給される再生可能エネルギー電気並びに特定契約及び一時調達契約」に改め、第二章第四節中同条の次に次の一条を加える。

（再生可能エネルギー電気の供給の確保に関する電気事業者等の責務）

第二十条の二　電気事業者は、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、自ら維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電する再生可能エネルギー電気を供給しようとする者から当該再生可能エネルギー発電設備と当該電気事業者が自ら維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続することを求められた場合には、当該接続に必要な費用について必要な説明をすることその他の再生可能エネルギー発電設備の接続を円滑に行うための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　再生可能エネルギー発電設備の製造、設置その他の再生可能エネルギー発電設備に関連する事業を行う者は、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、再生可能エネルギー発電設備の製造及び設置に要する費用の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章第四節を同章第八節とする。